

山梨県公報

第二千三百三十二号

平成二十五年

六月二十四日

月 曜 日

平成二十五年六月二十五日から平成二十五年七月二十三日まで

三 縦覧場所

甲州市役所

四 異議申立期間

平成二十五年七月二十四日から同年八月七日まで

公 告

換地計画の決定

四三三

告 示

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請

四三三

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

四三三

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定

四三四

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出(二件)

四三五

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出

四二六

大規模小売店舗の名称の変更の届出

四二六

屋外広告物講習会の開催について

四二七

正 誤

四二七

平成十八年三月三十一日付号外第二十二号中

四二七

告 示

山梨県告示第二百二十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営畑地帯総合整備事業(玉宮地区上竹森工区)の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十五年六月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類

換地計画書の写し

二 縦覧期間

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人サポートネットワークүй

2 代表者の氏名 河西 俊文

3 主たる事務所の所在地 山梨県北杜市長坂町小荒間千九十五番地七

4 定款に記載された目的

この法人は、障害児(者)に対して、地域の中で明るく、楽しく、豊かな暮らしを実現する為、様々な視点・角度からの生活援助等、福祉に関する事業を行い、障害児(者)の生活向上に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十五年六月十四日から同年八月十三日まで

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項、第四十六条第一項及び第五十三条第一項の規定により、次の者を指定居宅サービス事業者等として指定した。

平成二十五年六月二十四日

山梨県知事 横内 正 明

名称	所在地	介護保険事業所番号	サービスの種類	指定年月日
ホワイトエツ センスMH歯 科・矯正歯科 クリニック	山梨県笛吹市 春日居町熊野 堂四百二十三 番地二	一九三二八〇 〇四五〇	介護予防居宅療養管 理指導(みなし) 介護予防通所リハビ リテーション(みな し) 介護予防訪問 リハビリテーション (みなし) 介護予 防訪問看護(みなし) 居宅療養管理指 導(みなし) 通所 リハビリテーション (みなし) 訪問リ ハビリテーション(みなし) 訪問看護 (みなし)	平成二十五年 五月一日

日本調剤横沢 薬局	山梨県甲府市 朝日三丁目十 一番三十号	一九四〇二一 三九九四	介護予防居宅療養管 理指導(みなし) 居宅療養管理指導 (みなし)	
日本調剤横沢 北薬局	山梨県甲府市 朝日三丁目十 一番十七号	一九四〇二一 四〇〇〇	介護予防居宅療養管 理指導(みなし) 居宅療養管理指導 (みなし)	
ぶどう薬局	山梨県甲府市 美咲一丁目一 番二十六号	一九四〇二一 四〇一八	介護予防居宅療養管 理指導(みなし) 居宅療養管理指導 (みなし)	
アーク調剤薬 局竜王駅前店	山梨県甲斐市 大下条千六百 番地四	一九四一七一 〇四二六	介護予防居宅療養管 理指導(みなし) 居宅療養管理指導 (みなし)	
訪問看護ステ ーションひま わり	山梨県南巨摩 郡身延町梅平 二千四百八十 三番地百六十 七	一九六〇七九 〇〇七七	介護予防訪問看護 訪問看護	
デイサービス 富士見	山梨県南アル プス市小笠原 千八百八番地一	一九七二一六〇 一〇五七	介護予防通所介護 通所介護	
とがわ歯科ク リニック	山梨県富士吉 田市下吉田五 千八百九十九 番地七	一九三二二〇 〇六三六	介護予防居宅療養管 理指導(みなし) 介護予防通所リハビ リテーション(みな し) 介護予防訪問 リハビリテーション	平成二十五年 五月二十日

シヨートステイ小瀬公園あかし	山梨県甲府市小瀬町六百十二番地	一九七〇—三二七	(みなし) 介護予防訪問看護(みなし) 居宅療養管理指導(みなし) 通所リハビリテーション(みなし) 訪問リハビリテーション(みなし) 訪問看護(みなし)	介護予防短期入所生活介護 短気入所生活介護	平成二十五年五月二十一日
----------------	-----------------	----------	---	-----------------------	--------------

● 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十五年十月二十四日まで縦覧に供する。
 平成二十五年六月二十四日

一 届出者 山梨県知事 横 内 正 明

1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名
 株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

2 住所
 埼玉県本庄市東富田八十八番地二

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 カインズホーム甲西店
 (二)(-) 所在地 山梨県南アルプス市西南湖字上阿原三百二十五番
 変更した事項

変更事項	変更後の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	変更後の住所
------	---------------------------	--------

大規模小売店舗を設置する者の住所	株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅	表者の氏名
大規模小売店舗で小売業を行う者の住所	株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅	

3 変更の年月日
 平成二十四年十月一日
 届出年月日
 平成二十五年五月十五日

● 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十五年十月二十四日まで縦覧に供する。
 平成二十五年六月二十四日

一 届出者 山梨県知事 横 内 正 明

1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名
 株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

2 住所
 埼玉県本庄市東富田八十八番地二

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 カインズホーム富士吉田店
 (二)(-) 所在地 山梨県富士吉田市上吉田字城山東三千七百九十七番一
 変更した事項

変更事項	変更後の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	変更後の住所
------	---------------------------	--------

大規模小売店舗を設置する者の住所	株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅	埼玉県本庄市東富田八十八番地二
大規模小売店舗で小売業を行う者の住所	株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅	埼玉県本庄市東富田八十八番地二

3 変更の年月日

平成二十四年十月一日

三 届出年月日

平成二十五年五月十五日

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十五年十月二十四日まで縦覧に供する。

平成二十五年六月二十四日

一 届出者

1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 寺嶋晋

2 住所

静岡県駿東郡長泉町下長窪三百三番地一

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(-) 名称 マックスバリュ甲府住吉店

(二) 所在地 山梨県甲府市住吉三丁目三千九十二番地外

2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後十二時	開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後十時

来客が駐車場を利用することができるとの間帯	午前六時三十分から翌日午前零時三十分まで	午前六時三十分から午後十時三十分まで
-----------------------	----------------------	--------------------

3 変更する年月日

平成二十五年六月二十八日

三 届出年月日

平成二十五年五月二十三日

● 大規模小売店舗の名称の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十五年十月二十四日まで縦覧に供する。

平成二十五年六月二十四日

一 届出者

1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫

2 住所

千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十八番一号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(-) 名称 ケーヨーデイツー甲府向町店

(二) 所在地 山梨県甲府市向町百八十七番地外

2 変更した事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	ケーヨーデイツー向町店	ケーヨーデイツー甲府向町店

3 変更の年月日

平成二十五年六月十日

三 届出年月日

平成二十五年六月十日

● 屋外広告物講習会の開催について
山梨県屋外広告物条例（平成三年山梨県条例第三十五号）第三十四条の規定による講習会を開催する。

平成二十五年六月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開催日時

平成二十五年九月十九日（木）午前九時

二 開催場所

甲府市北口二丁目八番一号 山梨県立図書館多目的ホール

三 科目

1 屋外広告物に関する法令

2 屋外広告物の表示の方法に関する事項

3 屋外広告物の施工に関する事項

四 受講手数料

一科目につき千円（受講申込書に一科目につき千円に相当する額の山梨県収入証紙をはり付け、消印しないこと。）
受講手数料は、申込みを取り消した場合、又は講習を受講しなかった場合でも還付しない。

五 受講申込み受付期間

平成二十五年六月二十七日（木）から九月二日（月）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

六 受講申込書の提出先

甲府市丸の内一丁目九番十一号 山梨県県土整備部県土整備総務課美しい県土づくり推進室（電話〇五五 二二三三 一三三三五）

正 誤

平成十八年三月三十一日付山梨県人事委員会規則第五号（山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則）
七四ページ

56	48	44	40	32	48	48	44	34
----	----	----	----	----	----	----	----	----

は

56	48	44	40	32	48	48	44	34
57	49	45	41	33	49	49	45	35
58	50	46	42	34	50	49	46	35

の誤り。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番